

令和6年3月15日

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、健康食品を販売する通信販売業者である株式会社サン（本店所在地：東京都新宿区）（以下「サン」といいます。）（注）に対し、令和6年3月14日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和6年3月15日から令和6年6月14日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。  
（注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。
- あわせて、消費者庁は、サンに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、サンの代表取締役である峯岸直樹（みねぎし なおき）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和6年3月15日から令和6年6月14日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：株式会社サン（注）  
(法人番号：3011101094679)
  - (2) 本店所在地：東京都新宿区西新宿三丁目3番13号西新宿水間ビル2F
  - (3) 代 表 者：代表取締役 峰岸 直樹
  - (4) 設 立：令和3年4月1日
  - (5) 資 本 金：900万円
  - (6) 取 引 類 型：通信販売
  - (7) 取 扱 商 品：健康食品
- （注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（特定商取引法第12条）
- (2) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：サンに対する行政処分の概要

別紙2：峯岸直樹に対する行政処分の概要

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社サンに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社サン（以下「サン」という。）は、同社が運用するウェブサイト（そのURLが「<https://www.sunincshop.jp/>」で始まるもの。以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン及びスマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、「PLata」と称する健康食品（以下「本件商品」という。）の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

### 2 処分の内容

#### （1）業務停止命令

サンは、令和6年3月15日から令和6年6月14日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア サンが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ サンが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ サンが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### （2）指示

ア サンは、商品の販売条件について広告をしたとき、商品の品質及び効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をし、また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）を受ける場合、当該特定申込みに係る手續が表示される映像面において、売買契約に基づいて販売する商品の分量、商品の販売価格、商品の代金の支払の時期及び方法、商品の引渡時期並びに売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（同法第15条の3第1項ただし書に規定する特約を含む。以下同じ。）を表示していなかった。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含

む。) を講じ、これらを同社の役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ サンは、通信販売により、同社の商品に係る売買契約を締結しているところ、令和5年11月7日から令和6年3月14日までの間に同社との間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の(ア)から(ウ)までの事項を、消費者庁のウェブサイト(<http://www.caa.go.jp/>)に掲載される、同社に対して前記(1)の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和6年4月15日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書(通知したことを証明するに足りる証票及び通知文書を添付すること。)により報告すること。

なお、令和6年3月28日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の業務停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 後記4(2)の内容

ウ 後記4(1)の内容を消費者に周知すること。

エ サンは、今後、同社が行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

### 4 処分の原因となる事実

サンは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

#### (1) 誇大広告(特定商取引法第12条)

サンは、少なくとも令和5年11月7日から令和6年1月9日までの間に、別添資料1のとおり、本件商品の販売条件について広告をしたとき、本件商品の品質及び効能について、本件ウェブサイト上の本件商品のランディングページ(検索結果や広告等を経由して消費者が最初にアクセスするページのこと。以下「本件LP」という。)において、「10冠達成」、「女性に人気のダイエットドリンクNo.1」、「ダイエット実感値の高いダイエットドリンクNo.1」、「トレーニング後に飲みたいダイエットドリンクNo.1」、「美味しく続けられるダイエットドリンクNo.1」、「体を

内側から整えてくれるダイエットドリンクNo. 1」、「満足度が高いダイエットドリンクNo. 1」、「オススメしたいダイエットドリンクNo. 1」、「安心して始めやすいダイエットドリンクNo. 1」、「こだわりが感じられるダイエットドリンクNo. 1」、「注目度が高いダイエットドリンクNo. 1」等との表示（以下「本件表示」という。）をすることにより、あたかも、本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「本件類似商品」という。）を実際に体験した者を対象に、本件商品及び本件類似商品に関する評価項目（「女性に人気」、「ダイエット実感値の高い」、「トレーニング後に飲みたい」、「美味しく続けられる」、「体を内側から整えてくれる」、「満足度が高い」、「オススメしたい」、「安心して始めやすい」、「こだわりが感じられる」、「注目度が高い」との項目。以下「本件10項目」という。）をそれぞれ公平・公正な方法で調査した結果において、本件商品に係る本件10項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

しかし、実際には、本件表示について、サンが委託した事業者による調査は、本件商品と本件類似商品として4商品を選定し、それぞれの特徴を文章で示した上で、本件10項目について、当該特徴から受ける各商品の印象を問うものであり、当該委託事業者に登録している会員を対象に行われたものであって、本件商品及び本件類似商品を実際に体験した者に限つて、公平・公正な方法で行われた調査ではなかった。

## （2）特定申込みに係る手続きが表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

サンは、少なくとも令和5年11月7日から令和6年1月9日までの間に、別添資料2のとおり、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）について、本件LP上で本件定期購入契約の特定申込みを受ける場合、当該特定申込みに係る手続が表示される映像面において、本件定期購入契約に基づいて販売する本件商品の分量、本件商品の販売価格、本件商品の代金の支払の時期及び方法、本件商品の引渡し時期並びに本件定期購入契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（返品・交換は商品到着後8日以内で未開封のもの、かつ誤発送又は不良品に限られ、消費者の都合による返品・交換・キャンセルは一切受け付けないこと及び休止・解約を希望する場合は次回お届け予定日の7日前に電話にて連絡する必要があること等）を表示していなかった。

## 峯岸直樹に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

峯岸 直樹（以下「峯岸」という。）

### 2 処分の内容

峯岸が、令和6年3月15日から令和6年6月14日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に定める通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- （2）通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- （3）通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社サン（以下「サン」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）峯岸は、サンの代表取締役であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 別添資料 1

### 本件商品の品質及び効能に関する表示



## 別添資料2

### 本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面

ご注文内容の確認

お名前  
[REDACTED]

お届け先  
[REDACTED]

ご注文商品情報

◎Platte（プラッテ） トライアルコース R-1 \*

単価：907円	個数：1個	小計：907円
---------	-------	---------

「\*」は軽減税率対象の商品となります。

小計  
907円

送料  
0円

手数料  
250円

消費税  
98円

合計  
**1,255円**

8%対象	小計	907円	消費税	73円
------	----	------	-----	-----

利用規約に同意して申込みます。未成年者については法定代理人同意を得ていることを確認します。

ご注文完了へ